

介護保険制度の適正運営を確保するためのアクション・プラン

～ 第2期介護給付適正化計画 ～

平成24年 3月
三 重 県
健 康 福 祉 部

I はじめに

1. これまでの取組の経緯

- 現在、わが国においては急速に高齢化が進み、三重県においては平成22年10月時点で高齢化率が24.3%と、前回のアクション・プラン策定時の22.0%（平成18年10月時点）を上回ってきています。高齢者の介護を社会全体で支える制度として介護保険制度が出来てから12年が経過した今、制度の適正な運営について各保険者で取り組まれてきました。しかし、高齢化にともない、要介護（要支援）認定者数が増大し、介護給付も増大し続け、給付と表裏の関係にある保険料負担・税負担は上昇を続けており、制度のさらなる適正な運営が求められています。
- 具体的には、介護保険においては、①介護サービスを必要とする者（受給者）を適切に認定した上で、②受給者が真に必要とするサービスを ③事業者がルールに従って適正に提供することが必要です。
- こうした介護保険制度の適正な運営を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することとなり、制度に対する信頼感を高めるとともに、介護保険制度が持続可能なものになります。
- これらのことから、平成20年3月、介護保険制度の適正運営を確保するためのアクション・プラン～第1期介護給付適正化計画～は、
 - ① 保険者（市町）の広域支援と、事業者の指定・監査を行う県の事業運営
 - ② 市町が保険者として取り組んでいる事業運営について、考え方や目標等を整理し、県と市町が一体となって、介護保険制度の適正運営を確保することを狙いとし、策定されました。
- また、介護保険制度の適正運営を確保するため、
 - ① 要介護認定の適正化
 - ② ケアマネジメントの適切化
 - ③ 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化の3つを重点課題と位置づけ、県・保険者の取組を進めてきました。

2. 県のこれまでの取組のまとめ

- 要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適切化、地域包括支援センター職員養成については、資質向上のための研修を引き続き実施してきました。
特に、介護支援専門員の資質向上研修については、平成21年度から三重県介護支援専門員資質向上研修検討委員会を開催し、一定のレベルと統一的・体系的な研修内容を確保するための検討を行い、その結果に基づいた内容で研修が始まっています。一方で、主任介護支援専門員を一定数、養成してきましたが、実際に地域で介護支援専門員の活動支援（スーパーバイズ）を行う人はまだ少ない現状にあります。
また、地域包括支援センターについては、これまでは要支援1・2の方が介護予防ケアプランの業務に追われる状況にありましたが、平成22年8月には、「特定高齢者」から「二次予防事業対象者」と名称が変わり、また、決定の取扱いなど介護予防事業の見直しがなされたこともあり、今後、総合相談、地域でのネットワークづくりといった包括的・継続的ケアマネジメントの業務に注力することが求められるようになりました。
- 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化として取り組んできた、介護サービス情報の公表、苦情処理・相談については、インターネットのアクセス件数、寄せられた苦情・相談件数ともに、平成18年度の実績から大幅に増えており、定着が図られてきました。
事故報告件数については、平成19年度383件から比べると、平成22年度は608件と、約1.5倍になっており、報告すべき事故が漏れなく報告されるようになってきたと考えられます。
- 介護サービス事業所数は約3,900ヶ所（平成19年4月1日現在）から約4,800ヶ所（平成23年4月1日）と増加傾向にあります。
これらの対象事業者等の実地指導を定期的実施し、指導内容も、防災、虐待、人権擁護等を重点項目としたメリハリのある指導に努めてきました。
また、平成20年度から5ヵ年計画で全ての営利法人の介護サービス事業所を対象に営利法人監査を実施しています。

3. 保険者（市町）のこれまでの取組のまとめ

- 保険者の適正化事業は、国・県・保険者（市町）が連携して「介護給付適正化推進運動」として取り組んできました。
平成18年度の適正化事業実施保険者数は22でしたが、平成22年度には25の全ての保険者が8事業のうち、何らかの事業を実施しているという結果になりました。
また、8事業のそれぞれの実施率については、第1期計画の目標であった全ての完全実施とはなりませんでしたが、いずれも全国平均を上回る実施率でした。
適正化事業の重要性は認識しているものの、現状では、保険者の人員体制に比較して、事業実施のための時間と労力がかかるという課題があります。

4. 今後の取組の方向

- 第2期介護給付適正化計画策定の基本の考え方は、第1期計画と同様に、
 - ① 保険者（市町）の広域支援と、事業者の指定・監査を行う県の事業運営
 - ② 市町が保険者として取り組んでいる事業運営について、考え方や目標等を整理し、県と市町が一体となって、介護保険制度の適正運営を確保することを狙いとし策定します。

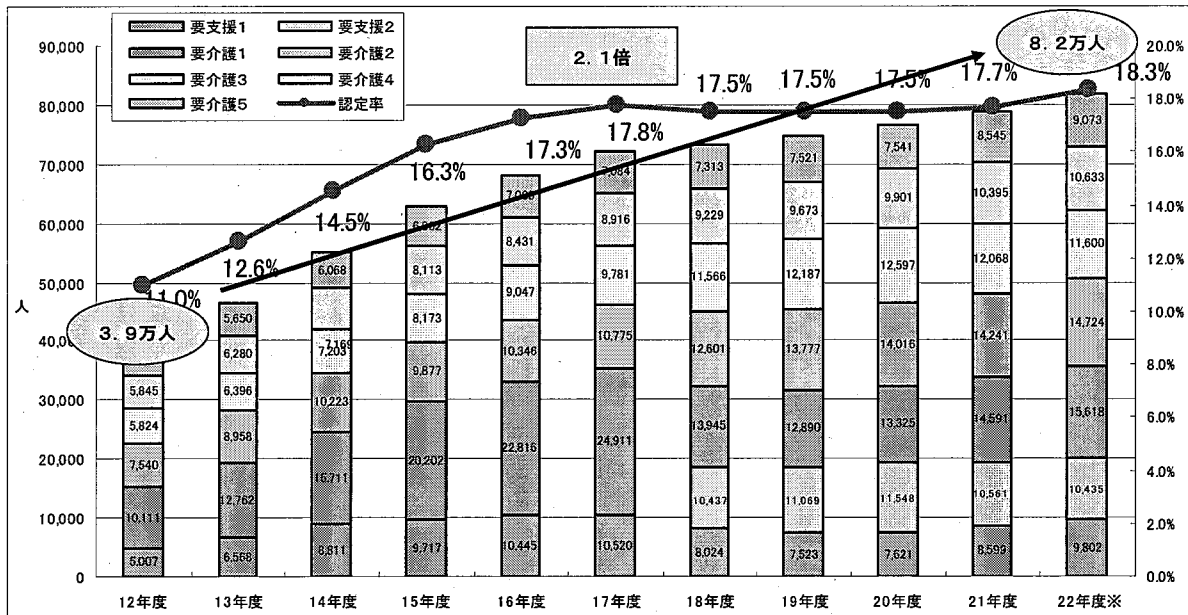
- また、介護保険制度の適正運営を確保するため、ひきつづき、
 - ① 要介護認定の適正化
 - ② ケアマネジメントの適切化
 - ③ 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化の3つを重点課題と位置づけ、県・保険者の取組を実施します。

- 県の取組に関しては、具体的には、人材育成と制度の周知、指導・監査という部分で取り組んできましたが、これらの内容について、新たな課題や状況の変化を反映させた、より効果的なものになるよう実施します。詳細については、後の「Ⅱ 県のこれまでの取組とその評価、今後の取組」で記載します。

- 保険者の実施する介護給付適正化事業は、一定の取組が行われていますが、今後はこれを継続していくとともに、取組の拡充を考えていくことが必要です。
また、効果的な事業については重点的に取り組むことで、効果と内容の充実をはかります。詳細については、後の「Ⅲ 保険者（市町）のこれまでの取組とその評価、今後の取組」で記載します。

<表1>

要支援・要介護認定者数の推移

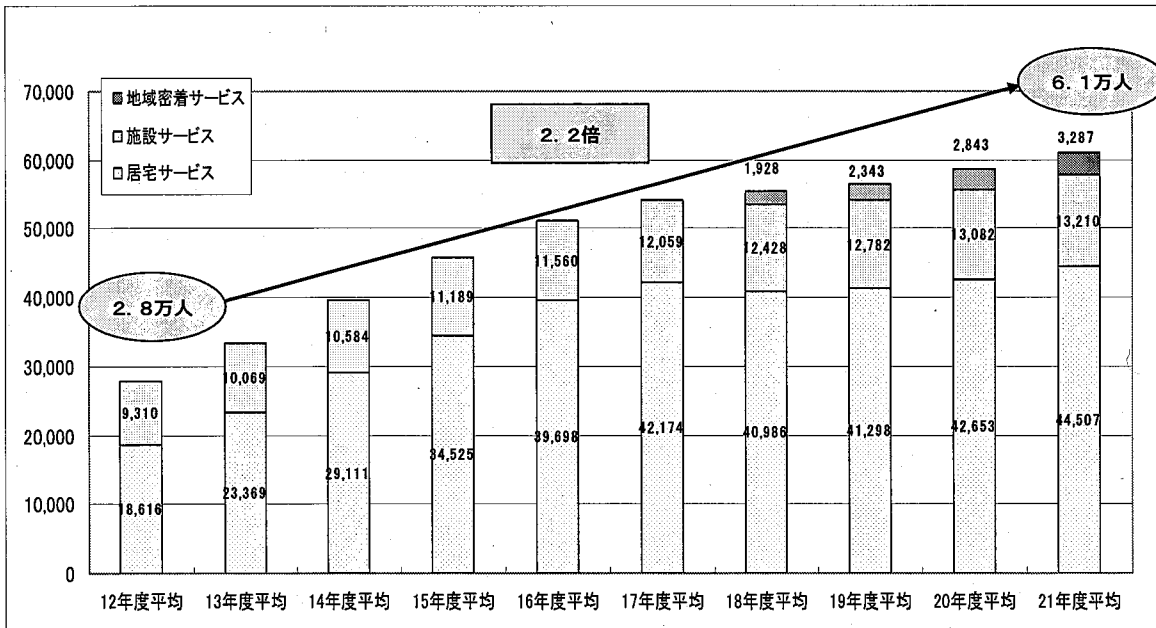


※ 介護保険事業状況報告 各年度年報より
 ※ 認定者数、認定率は第2号被保険者数を含む
 ※ 平成22年度は平成23年3月暫定値より

59

<表2>

サービス受給者数の推移

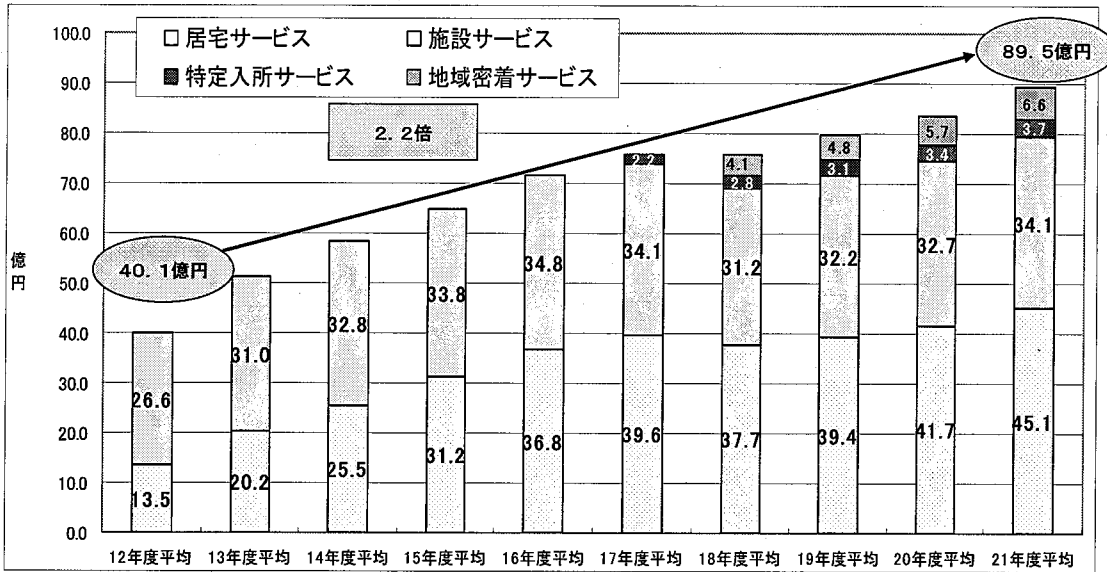


※ 介護保険事業状況報告 各年度年報より
 ※ 平成12年度平均は、11ヶ月で除して計算、他の年度平均は12ヶ月で除して計算

60

<表3>

サービス給付費の推移

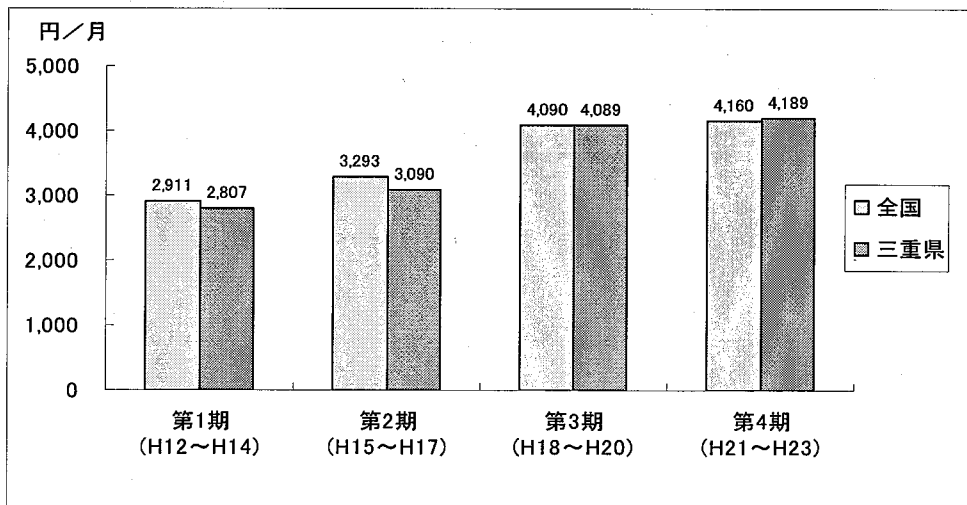


※ 介護保険事業状況報告 各年度年報より 1ヶ月平均
 ※ 平成17年度の特定入所介護サービス費は6ヶ月平均で計算
 ※ 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費は除く

61

<表4 保険料の推移>

介護保険料は2.4%増(第3期→第4期)



県内最高 4,666 円/月(津市)

県内最低 3,000 円/月(朝日町)

3期計画比
 保険料増額 18保険者
 同額 3保険者
 減額 4保険者

II 県のこれまでの取組とその評価、今後の取組

1. 要介護認定の適正化

- 要介護（要支援）認定については、一律の基準で公平・公正かつ適正に実施されることが重要であり、認定に関わる者すべての資質向上が必要不可欠です。
- 資質向上に向けた研修を引き続き行っていくとともに、研修内容の充実など改善を図っていきます。

【これまでの取組とその評価】

県は、これまで要介護（要支援）認定業務に関わる認定調査員、主治医、認定審査会委員等に対して各種研修を実施してきました。認定調査員の質の確保や、講師・スーパーバイザーの確保等が課題となっています。

（認定調査員研修）

- 認定調査員の専門性や経験等により調査結果に差が生じることのないよう、認定調査員に対して、必要な知識・技能を修得・向上させるための研修を行ってきました。
- 認定調査員として登録されている人数は約3,900人いますが、調査員の異動・交代があること、登録証に有効期限が無いなど、認定調査員の質の確保が課題となっています。

認定調査員養成者数(累計)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	3,221人	3,419人	3,585人	3,784人	3,917人

*平成23年度認定調査員養成者数については、平成23年7月末現在

（主治医研修）

- 主治医に対して、要介護（要支援）認定の重要な審査判定資料である主治医意見書が適切に記載されるように、意見書の記載方法等についての研修を三重県医師会に委託して行ってきました。
- しかしながら、研修参加者が横ばいで固定化しつつある傾向がうかがえることが課題となっています。

（介護認定審査会委員研修）

- 認定審査会が公平・公正かつ適正な審査判定を実施することができるよう、認定審査会委員に対して、必要な知識・技能を修得・向上させるための研修を行ってきました。
- しかしながら、現任研修に関しては、地域毎に研修内容にばらつきがあり、研修内容の調整や事例検討等の講師やスーパーバイザーの確保等が課題となっています。

(介護認定審査会運営適正化研修)

- 介護認定審査会事務局職員が認定審査会の適正な運営を図るために必要な知識を修得及び向上させることを目的に、厚生労働省主催の研修会の伝達研修や各審査会の抱える課題について情報交換を行ってきました。
- しかしながら、課題解決に向けてのスーパーバイザーの確保等が課題になっています。

【今後の取組】

認定率に保険者間の較差も見られることもあり、各種研修を引き続き行っていくとともに、研修内容の充実につとめます。

(認定調査員研修)

- 平成19年5月に「三重県要介護認定調査員研修修了者登録等に関する要綱」を定めたところであり、同要綱に基づき、認定調査に従事しなくなった場合には登録証を返還させるなど認定調査員の登録管理を徹底するとともに、認定調査に携わる者については研修受講を勧奨していきます。
- 国の要介護認定適正化事業における認定調査員を対象としたeラーニングシステムの利用について保険者へ活用の促進を図ると共に、研修には、演習等を取り入れる等工夫し実践に役立つような研修内容を目指します。

(主治医研修)

- 三重県医師会を通じて、県下の医師、医療機関等に研修の周知を図っていきます。また、研修の必須事項を定める等、体系的・統一的な研修内容となるよう改善を図ります。

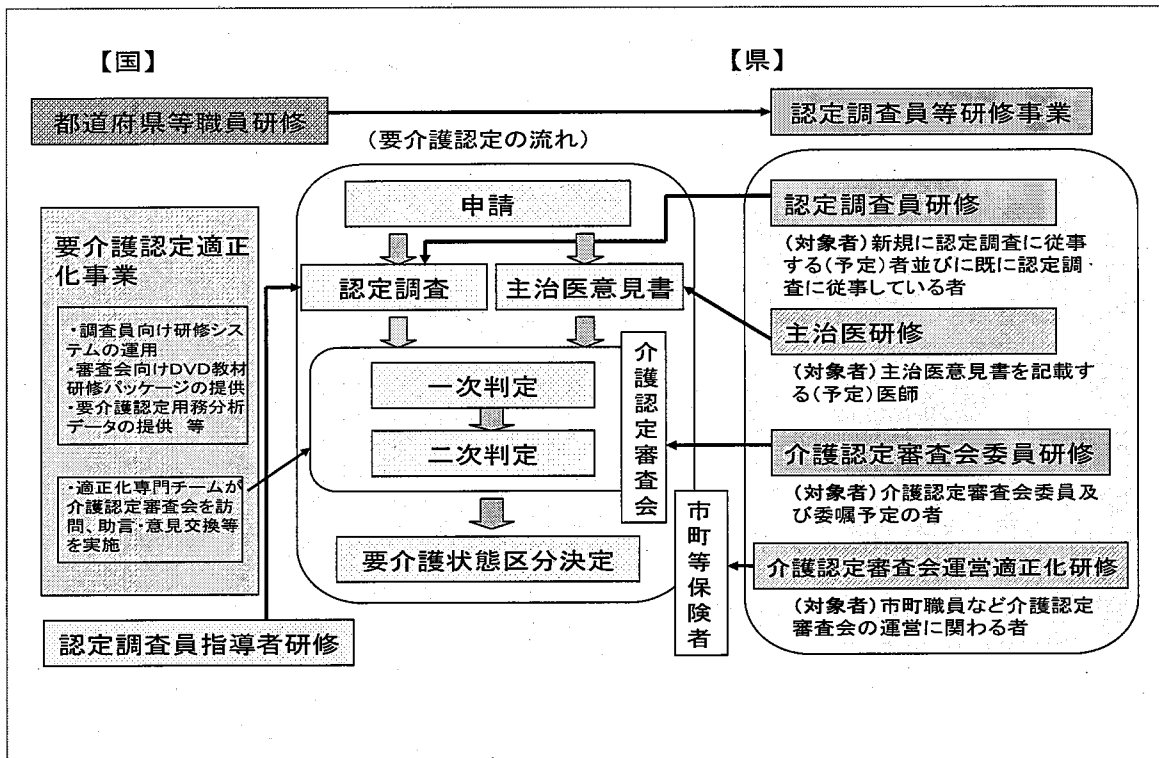
(介護認定審査会委員研修)

- 国の「認定適正化専門員」の派遣の受入れについて積極的に活用を図ります。認定適正化専門員は、対象市町の現状を確認した後、介護認定審査会の運営現場における技術的助言を行うことから、その助言を受けて、認定審査会の運営の改善を図ります。
- 研修会の内容について地域毎のばらつきの是正にむけ、適正化に資する研修内容の企画と講師やスーパーバイザーの確保に努めます。

(介護認定審査会運営適正化研修)

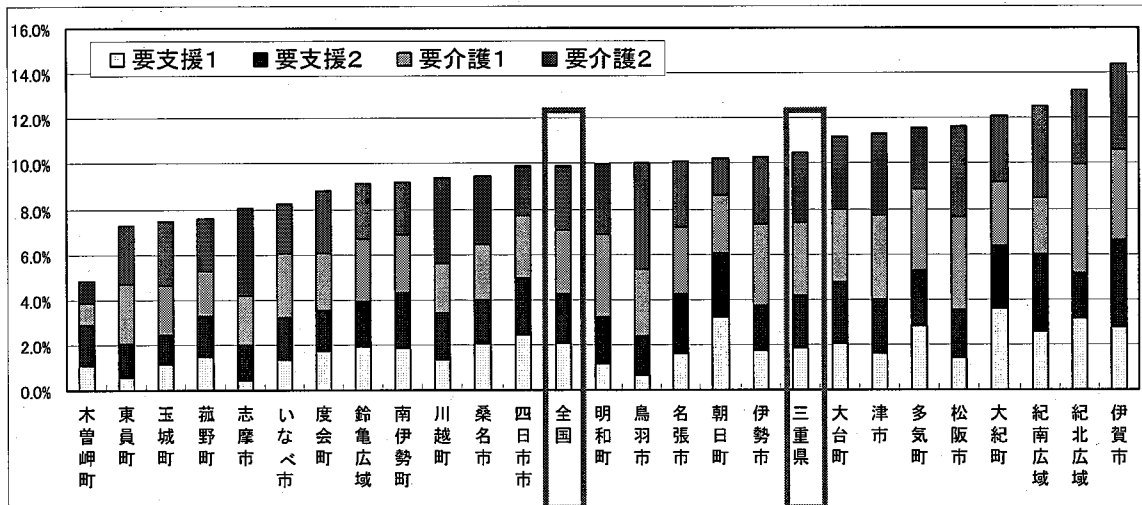
- 引き続き認定審査会、認定審査会事務局職員間の情報交換や課題解決に向けての企画とスーパーバイザーの確保に努めます。

<表5 適正な要介護認定を確保するための研修体系>



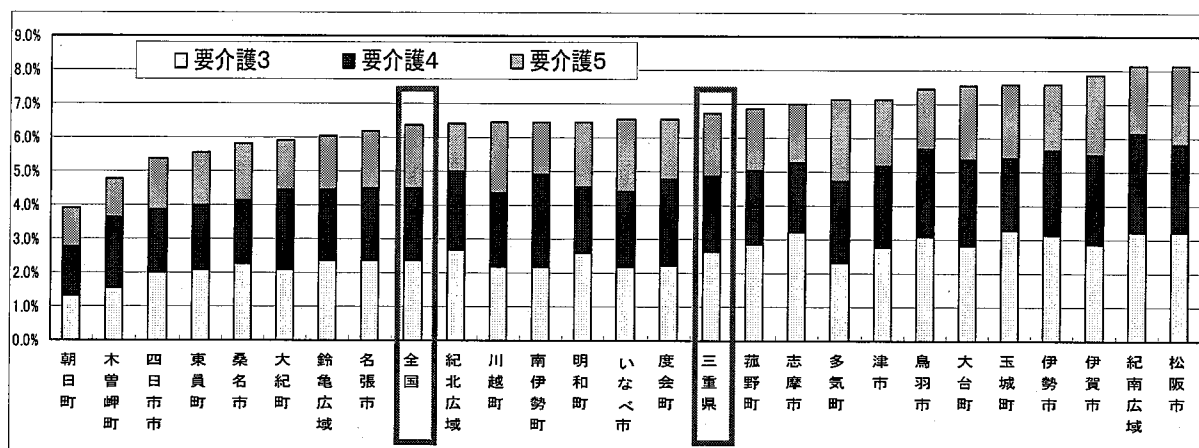
<表6 認定率の地域較差>

軽度者出現率



※ 認定率については、介護保険事業状況報告は平成21年度年報より
 ※ 認定者数、認定率は第1号被保険者数のみで計算

重度者出現率



※ 認定率については、介護保険事業状況報告は平成21年度年報より
 ※ 認定者数、認定率は第1号被保険者数のみで計算

2. ケアマネジメントの適切化

- 一人ひとりの心身の状況や取り巻く環境を踏まえて自立した生活を支援するため、適切なサービスの組み合わせを設計することが必要であり、これを担う介護支援専門員（ケアマネジャー）の役割は重要になっています。
- ケアマネジャーの資質向上に向けて、体系立った研修を実施します。

(1) 介護支援専門員資質向上研修

【これまでの取組とその評価】

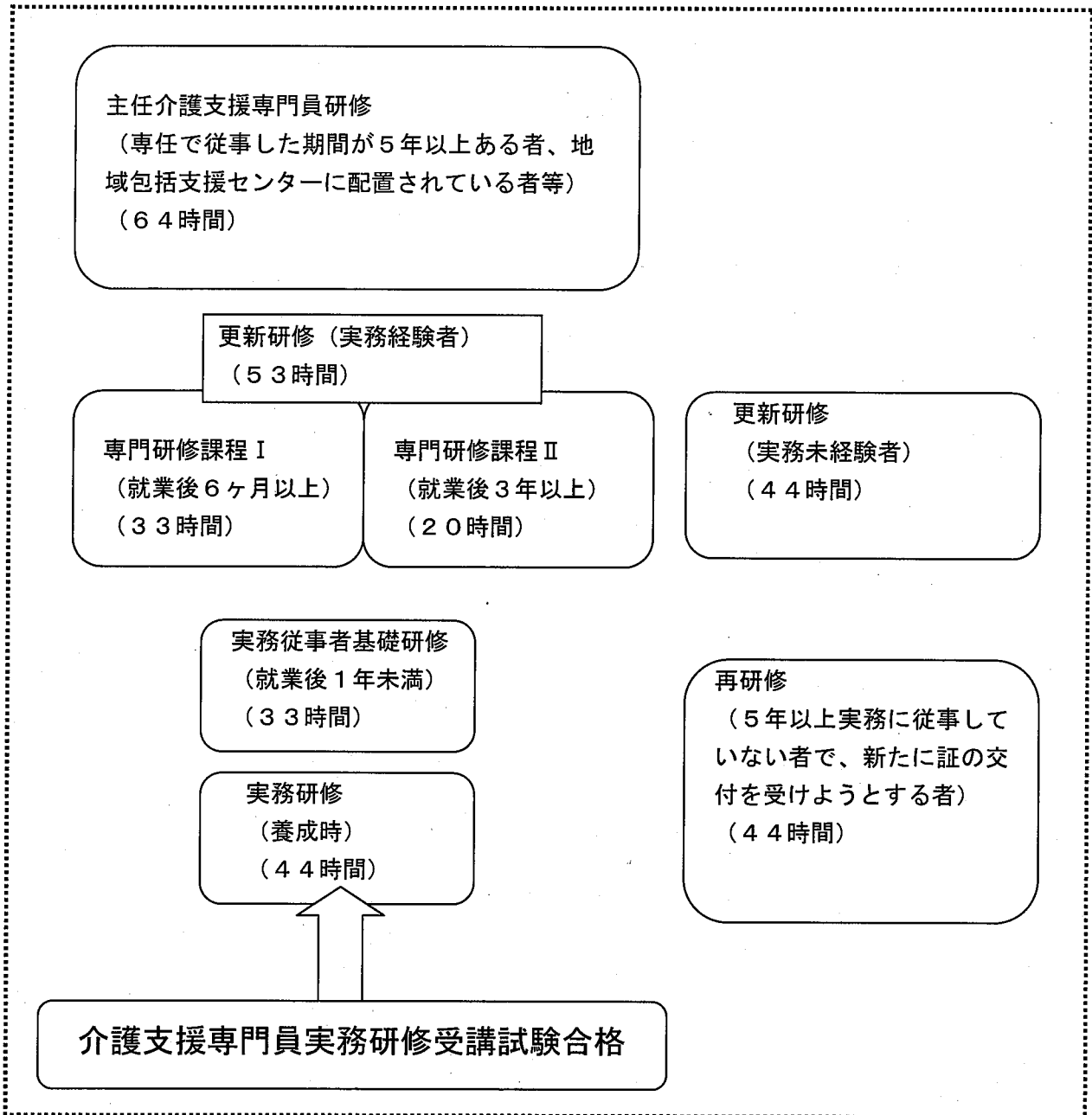
- 介護支援専門員が、一人ひとりの心身の状況や取り巻く環境を踏まえて、自立した生活を支援するための適切なサービスを設計することが重要です。
- これまで県において、介護支援専門員に対し資質向上研修を行ってきましたが、介護支援専門員自身のキャリアや研修受講歴、地域での勉強会への参加状況も様々であり、個々の能力に差が出つつあると指摘されています。
- 介護支援専門員の有資格者は県内に7,792名(平成23年3月末現在)いますが、実際に働いている方は、平成23年8月末現在、約2,400名(長寿社会室事業所登録システムによる)となっています。

- また、現場で働く介護支援専門員が支援困難ケースに出会った場合に相談する相手として主任介護支援専門員の養成に取り組み、平成22年度末現在、474名となりました。しかし、実際に地域で介護支援専門員の活動支援(スーパーバイズ)を行う人はまだ少ない現状にあります。
- 資質向上の各研修について、一定のレベルと統一的・体系的な研修内容を確保するため、委託機関・指定機関の協力を得て、平成21年度から三重県介護支援専門員資質向上研修検討委員会を開催し、研修階層に応じた到達目標や指導ポイント等、三重県版の基本指針を23年度に策定しました。

【今後の取組】

- 介護支援専門員実務研修受講試験の合格者について、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を修得することを目的とし、また、現任者については、資質向上を図ることを目的として研修を着実に実施します。(実務研修・専門研修)
- 地域包括支援センターに勤務する主任介護支援専門員、地域や各事業所で指導的役割を果たす介護支援専門員を養成するために、地域援助技術及びスーパーバイズ等についての内容を組み入れた研修を引き続き実施します。(主任介護支援専門員研修)また、実際に地域で活動いただくための仕組みづくりを保険者の先進事例を踏まえ、普及していきます。
- 必要に応じて、各研修の一定のレベルと統一的・体系的な研修内容を確保するため、各研修指導者の代表者、実施機関の職員、講師を依頼した機関、介護支援専門員協会の代表及び学識経験者を対象とした「介護支援専門員資質向上事業検討会」を開催します。
- 今後増えると予想される医療ニーズの増大に対応できるよう、認知症や高齢者の疾患、ターミナルケア等についての内容を組み入れる等、医療との連携を図る上で必要な研修の充実を図ります。

<表7 ケアマネジャー資質向上研修体系>



(2) 地域包括支援センター職員等養成研修

【これまでの取組とその評価】

- 高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らせる地域づくりを行うために、平成18年4月より地域包括ケア及び介護予防を推進する拠点として、県内の各市町に54の地域包括支援センターが設置されています。(平成23年4月1日現在)
- これまで、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの充実に向けて、平成19年度から平成22年度の間、地域包括支援センター職員への資質向上、権利擁護、及び介護予防をテーマにした研修を実施するとともに、地域包括支援センター連絡会議の開催やメール及びホームページの活用により、地域包括ケアの推進に関する情報の提供と共有を図ってきました。

- 地域包括支援センター職員には、地域に住む高齢者の包括的・継続的なケアマネジメントの要として、高い資質が求められていますが、これまでは要支援1・2の方の介護予防ケアプランの業務に追われる状況にありました。

しかし、平成22年8月には、「特定高齢者」から「二次予防事業対象者」と名称が変わり、また、決定の取扱いなど介護予防事業の見直しが行なわれたこともあり、今後、総合相談、地域でのネットワークづくりといった包括的・継続的ケアマネジメントの業務に注力することが求められています。

【今後の取組】

- 市町における介護予防ケアマネジメント、地域包括ケアの効果的な実施に向けて、引き続き支援を進めます。
- 「地域包括支援センター職員の資質向上の支援」として、地域包括支援センターの初任者職員及び現任者職員の資質向上に向けた研修会等を行います。また、地域における支え合い体制など「地域包括ケア」の取組が継続的に行われるよう、地域包括支援センター職員等のネットワーク形成力の向上や地域包括支援センターの広域的なネットワークづくりを進めるなど、地域包括支援センターの機能強化を支援していきます。
- 「介護予防事業及び介護予防サービス向け研修の充実」として、市町が行う介護予防事業の具体的な実施方法、介護サービス事業者が行う介護予防サービスのポイント等について研修を行います。

3. 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

- 介護保険は、在宅サービスについて多様な事業者の参入を認め、事業者間の公正な競争の下、より良いサービスが利用者によって選択され、全体としてサービスの質を高めるものです。この仕組みが機能するためには、利用者が適切な選択をできるように必要かつ十分な情報公表を行うことが必要です。
- また、介護事業者には公益性の高い行動規範の遵守と自覚を求めています。適切な指導・監査を行うとともに、悪質な事業者には指定の取消しを含め厳正に対処していきます。
- 平成24年度までに、全ての営利法人の介護サービス事業所に対して、実地指導・監査を実施します。

(1) 介護サービス情報の公表

【これまでの取組とその評価】

- 介護保険は、在宅サービスについて多様な事業者の参入を認め、人員基準等を満たせば、民間事業者やNPO法人でも介護サービスを提供することが可能です。事業者間の公正な競争の下、より良いサービスが利用者によって選択され、全体としてサービスの質を高めるものです。この仕組みが機能するためには、利用者が適切な選択をできるように必要かつ十分な情報公表を行うことが必要です。
- このため、平成18年度から、「介護サービス情報の公表」制度を立ち上げまし

た。この「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が自ら事業所を選択できる
よう支援することを目的としたもので、すべての介護サービス事業所の比較検討
が可能となるよう、標準化された項目についての情報が定期的に公表される仕組
みです。

- 平成22年に国が実施した「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直しに
関する意見募集」では、「調査票の内容等を簡潔に分かりやすく表示する等により、利
用者にとって使い勝手の良いものとする」「調査頻度を見直せないか」「手数料
の減額・無料化」などの意見が多く寄せられました。
- 「介護保険制度に係る書類・事務負担の見直しに関するアンケート調査」では、
事業者情報の公表の重要性について、約8割が重要としているのに対して、「介護サ
ービス情報の公表」ホームページの認知度は低い結果でした。

【今後の取組】

- 「介護サービス情報公表」のインターネットアクセス件数は、平成19年12月時
点で一ヶ月平均1,191件でしたが、平成22年度には、一ヶ月平均3,610件
(平成22年度の1年間におけるホームページのトップ画面へのアクセス件数は4
3,320件。)となり周知が図られてきましたが、さらなる制度の普及・啓発が課
題です。各種研修会、説明会等の機会に制度の周知等を実施します。
- 介護サービス事業者が報告した情報については、公表される情報の透明性・正確
性を担保する観点から、県において必要と認める場合や事業者より申出がある場合
において、提供される介護サービスの基本情報及び運営情報について調査を実施し
ます。
- 地域密着型サービスの質の確保と向上を図るため、認知症高齢者グループホー
ム・小規模多機能型居宅介護事業所を対象として外部評価を実施し、利用者の選択
に役立てられるよう、評価結果を独立行政法人福祉医療機構のホームページWAM
NET(ワムネット)で引き続き公表していきます。

(2) 介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言

【これまでの取組とその評価】

- 介護保険制度では、多様な事業者の参入が認められたこともあり、制度を十分
理解できていない事業者も一部みられることから、介護保険法は勿論、各種基準
の遵守を周知する必要があります。
- 集団指導時に制度改正などを説明するとともに、ホームページへの掲載、メー
ル配信システムの活用による事業者への通知などにより、制度の周知を図ってき
ました。また、個別の質問・相談に対しては、電話・来庁による相談に応じてい
ます。(質問が集中する時期にはFAXでの対応を行っています。)
- 介護保険法改正の際には、指定事業者に対して説明会を開催し、制度の周知を
図ってきました。また、新規指定事業者に対する研修を行うとともに、指定更新
を迎える居宅サービス事業者の管理者に対する研修を開催し、介護保険法、各種
基準の説明をすることによりレベルアップを図ってきました。

【今後の取組】

- 今後も、集団指導時に各種基準の遵守などを説明するとともに、各種情報をホ

ホームページに掲載するなどして周知を図っていきます。

- 引き続き、新規指定事業者に対する研修を行うとともに、更新を迎える事業所を対象にサービス種類ごとに小規模の研修会を開催し、介護保険法、各種基準の説明をすることにより、各事業所のレベルアップを図っていきます。

(3) 苦情処理

【これまでの取組とその評価】

- 介護サービス事業者の提供するサービスについて、利用者や家族からの苦情や相談が保険者、三重県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）及び県へ寄せられています。
- 国保連合会へ寄せられた件数は、平成18年度388件から比べると、平成22年度2,692件と約7倍になっており、利用者が増加するとともに、相談窓口の定着が図られてきました。
- 寄せられた苦情等については、必要に応じ介護サービス事業者へ電話等で確認及び報告を求め、関係機関とも連携して解決を図ってきました。

相談件数	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	2,413件	1,875件	2,692件

※ 件数は、国保連合会及び保険者に寄せられた件数の合計

【今後の取組】

- 寄せられた苦情・通報情報を把握・分析し、効率的に事業者指導を実施します。

(4) 事故報告

【これまでの取組とその評価】

- 施設・事業所の内外で発生した介護事故について、県が作成しているマニュアルに基づき、市町保険者へ報告を求めています。
- 平成22年度より、死亡事故、職員の重大な過失等によって起きた重大な事故について、県へ報告を求めています。
- 報告件数については、平成19年度383件から比べると、平成22年度は608件と、約1.5倍になっており、報告すべき事故が漏れなく報告されるようになってきたと考えられます。
- 報告された事故については、必要に応じ介護サービス事業者へ電話等で確認及び指導を行ってきました。

事故報告件数	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	546件	614件	608件

【今後の取組】

- 報告すべき事故について、報告するよう事業者への周知徹底を図ります。

- 報告された事故事例を把握・分析し、事故の再発防止に向けて事業者指導を実施します。

(5) 指導・監査

【これまでの取組とその評価】

- 介護サービス事業所数は、約3,900事業所（平成19年4月1日現在）から、約4,800事業所（平成23年4月1日現在）と増加傾向にあります。
- 今後、高齢化の進展に伴い、要介護（要支援）認定者数の増大等により、介護サービスの市場はさらに拡大し、介護サービス事業者の果たす役割も増大していきます。
- 介護保険は保険料や税を財源とする公的社会保障制度であることから、事業者には、営利・非営利を問わず、適正な運営と質の高いサービスを提供する責任が求められます。
- そのため、三重県では、介護サービス事業者等に対して定期的に実地指導を行うとともに、毎年度、講習会形式で集団指導を実施し、前年度において指導事項の多かった項目や介護保険制度における留意点などの周知徹底を図っています。
- また、指導内容も、不必要に些細な事項を避けて、利用者の身体や生命の安全に関わる防災や衛生対策、人間の尊厳に関わる虐待や人権擁護に係る取組み等を重点項目とし、メリハリのある指導に努めています。
- 介護サービス事業所のうち、約4割強は営利法人が経営主体となっていますが、平成19年度の「骨太の方針」を受け厚生労働省から発出された通知に基づき、平成20年度からの5ヵ年において営利法人が運営するすべての介護サービス事業所を対象に営利法人監査を実施しています。
- また、平成22年度から事前提出資料を簡素化し、対象法人等の指導・監査に係る事務負担の軽減を図るとともに、実施日程を柔軟にし、不正が疑われる事業者等に対して随時監査を機動的に実施できるよう体制を改善しました。

【今後の取組】

- 運営基準違反や不正請求を行う事業者は依然全国で後をたたず、虚偽の申請により指定を受けるなど悪質な営利法人もあります。このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけでなく、国民の介護保険に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。
- このため、平成21年度から介護保険法により業務管理体制の整備について規定され、県内において介護保険事業を運営するすべての事業者（厚生労働省所管事業者を除く。）に対し、「法令遵守責任者」の選任等に係る区市町への報告が義務付けられました。
- またそれに伴い、業務管理体制に係る検査も規定され、指定取消事案に係る特別検査は平成21年度から、定期的実施する一般検査については6ヵ年計画で平成22年度から実施しています。
- 介護保険の適正な運営と質の高いサービスの確保のため、引き続き、集団指導の充実強化を図るとともに、実地指導及び営利法人監査を効果的に実施していき

ます。

- なお、実施指導等の対象事業所の選定にあたっては、苦情や通報等の内容を適切に分析するとともに、国保連合会介護給付適正化システム（以下「国保連システム」という。）において、特異な傾向を示している介護サービス事業所の情報も考慮し効果的な選定を行うこととしています。
- 今後とも、悪質な介護サービス事業者に対しては、随時監査体制を強化し、市町・広域連合とも連携を図りつつ、速やかに監査を実施し、厳正に対処していくこととします。

<表9 指定介護保険施設・事業所の指導>

平成22年度の指定介護保険施設・事業所実地指導の指摘項目

ア 介護給付サービス事業

(単位：件数)

指摘項目	人員に関する基準	運営に関する基準	介護給付費の算定	その他	計	
指定施設・事業所						
訪問介護事業所	3	46	49	—	98	
訪問入浴介護事業所	3	4	—	—	7	
訪問看護事業所	1	7	3	—	11	
訪問リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—	
居宅療養管理指導事業所	—	—	—	—	—	
通所介護事業所	11	109	20	2	142	
通所リハビリテーション事業所	2	16	6	—	24	
短期入所生活介護事業所	1	25	1	1	28	
短期入所療養介護事業所	1	2	—	—	3	
特定施設入居者生活介護事業所	—	—	—	—	—	
福祉用具貸与事業所	—	2	—	—	2	
特定福祉用具販売事業所	—	—	—	—	—	
居宅介護支援事業所	1	47	22	—	70	
介護老人福祉施設	1	51	10	—	62	
介護老人保健施設	1	19	3	—	23	
介護療養型医療施設	—	3	—	—	3	
計	25	331	114	3	473	
実施	174施設・事業所	5.3%	70.0%	24.1%	0.6%	100.0%
指摘	131施設・事業所					

イ 予防給付サービス事業

(単位：件数)

指摘項目	人員基 準関係	運営基 準関係	支援基 準関係	給付費 の算定	その他	計	
指定事業所・施設							
訪問介護事業所	3	22	14	—	—	39	
訪問入浴介護事業所	3	1	—	—	—	4	
訪問看護事業所	—	1	—	1	—	2	
訪問リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—	—	
居宅療養管理指導事業所	—	—	—	—	—	—	
通所介護事業所	10	54	23	2	2	91	
通所リハビリテーション事業所	1	14	—	2	—	17	
短期入所生活介護事業所	—	8	3	1	1	13	
短期入所療養介護事業所	1	—	1	—	—	2	
特定施設入居者生活介護事業所	—	—	—	—	—	—	
福祉用具貸与事業所	—	1	—	—	—	1	
特定福祉用具販売事業所	—	—	—	—	—	—	
計	18	101	41	6	3	169	
実施	110事業所	10.7%	59.7%	24.2%	3.6%	1.8%	100.0%
指摘	65事業所						

(注) 指摘事業所数は、1事業所に改善事項と指摘事項があった場合、1事業所としてカウントしています。

平成22年度の指定介護保険施設・事業所営利法人監査の指摘項目

ア 介護給付サービス事業

(単位：件数)

指摘項目	人員に関 する基準	運営に関 する基準	介護給付 費の算定	その他	計	
指定施設・事業所						
訪問介護事業所	10	33	23	—	66	
訪問入浴介護事業	1	—	—	—	1	
訪問看護事業	—	—	—	—	—	
通所介護事業所	13	44	7	3	67	
福祉用具貸与事業所	2	20	1	—	23	
特定福祉用具販売事業所	2	25	—	—	27	
居宅介護支援事業所	1	10	7	—	18	
計	29	132	38	3	202	
実施	85施設・事業所	14.4%	65.3%	18.8%	1.5%	100.0%
指摘	58施設・事業所					

イ 予防給付サービス事業

(単位：件数)

指摘項目	人員基準関係	運営基準関係	支援基準関係	給付費の算定	その他	計	
指定事業所・施設							
訪問介護事業所	6	7	5	—	—	18	
訪問入浴介護事業所	—	—	—	—	—	—	
訪問看護事業所	—	—	—	—	—	—	
通所介護事業所	10	19	13	3	3	48	
特定施設入居者生活介護事業所	—	—	—	—	—	—	
福祉用具貸与事業所	—	2	18	1	—	21	
特定福祉用具販売事業所	2	23	—	—	—	25	
計	18	51	36	4	3	112	
実施	71事業所	16.1%	45.5%	32.1%	3.6%	2.7%	100.0%
指摘	40事業所						

(注) 指摘事業所数は、1事業所に改善事項と指摘事項があった場合、1事業所としてカウントしています。

<表10 実地指導による過誤調整額>

年度	事業所数	過誤調整額 (円)
平成18年度	63	18,322,042
平成19年度	21	3,076,258
平成20年度	19	3,076,404
平成21年度	24	5,537,566
平成22年度	24	32,402,578

<表11 随時監査による返還額>

年度	事業所数	過誤調整額 (円)
平成18年度	—	—
平成19年度	9	2,862,540
平成20年度	16	49,322,608
平成21年度	10	19,193,068
平成22年度	6	11,279,344

<表12 介護サービス事業所 行政処分件数>

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
0	0	8	8	7

Ⅲ 保険者（市町）のこれまでの取組とその評価、今後の取組

1. 介護給付適正化事業

- 三重県の保険者の適正化事業の取組は、平成19年度末のアクション・プラン～介護給付適正化計画～策定後、着実に推進されてきました。
- 今後は、これを継続していくとともに、取組の拡充を進めます。
また、各保険者の実情に応じた必要な事業について重点的に取り組むことで、効果と内容の充実を図ります。
- 県は国保連合会とともに、保険者の取組を支援します。

【これまでの取組とその評価】

- 要介護認定・ケアマネジメント等の適正化を図るため、平成16年2月に、国保連システムの運用を開始し、同年10月からは、国・県・保険者（市町）が連携して「介護給付適正化推進運動」を実施してきました。
- 介護給付適正化事業の県内における実施状況調査を行ったところ、事業を実施している保険者数、国保連システムの利用率等は〈表12〉のとおり着実に推進されてきたことがわかります。
- 前回のアクションプランの目標であった適正化事業の全てを実施することはできませんでしたが、平成18年度の適正化事業実施保険者数22から、平成22年度は25と増加し、全ての保険者が何らかの取組を行っており、8事業の実施率は全国平均よりも高いことが分かりました。
- 8事業それぞれの実施率は上がってきているものの、保険者の取組に差がある実態が見受けられます。

〈表12 介護給付適正化事業の実施状況（平成22年度）〉

	三重県		全国
	保険者数	実施率	実施率
適正化事業実施保険者	25	100%	99%
国保連システム利用	24	96%	83%
①認定調査状況チェック	25	100%	58%
②ケアプランチェック	19	76%	65%
③住宅改修実態調査	25	100%	77%
④福祉用具実態調査	21	84%	59%
⑤介護給付費通知	23	92%	64%
⑥医療情報との突合	21	84%	65%
⑦縦覧点検	23	92%	75%
⑧給付実績の活用	16	64%	41%

※「適正化事業実施保険者」とは、適正化事業のうち、いずれかの適正化事業を実施している旨の回答があった保険者数である。

<表 1 3 各保険者の取組状況一覧（平成 2 2 年度）>

保険者名	①認定・訪問調査	②ケアプランチェック	③住宅改修	④福祉用具	⑤介護給付費通知	⑥医療情報との突合	⑦縦覧点検	⑧給付実績の活用	実施率 (実施数÷8)
1 桑名市	○	○	○	○	○	○	○	○	100%
2 いなべ市	○	—	○	—	—	—	○	○	50%
3 木曾岬町	○	—	○	—	○	—	—	—	38%
4 東員町	○	○	○	—	○	○	○	○	88%
5 四日市市	○	○	○	○	○	○	○	○	100%
6 菰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	100%
7 朝日町	○	—	○	○	○	○	○	○	88%
8 川越町	○	—	○	○	—	—	—	—	38%
9 鈴鹿亀山地区広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	100%
10 津市	○	—	○	○	○	○	○	—	75%
11 伊賀市	○	○	○	—	○	○	○	—	75%
12 名張市	○	○	○	○	○	○	○	—	88%
13 松阪市	○	—	○	○	○	○	○	○	88%
14 多気町	○	○	○	○	○	○	○	○	100%
15 明和町	○	○	○	○	○	—	○	—	75%
16 大台町	○	○	○	○	○	○	○	○	100%
17 伊勢市	○	○	○	○	○	○	○	—	88%
18 鳥羽市	○	○	○	○	○	○	○	○	100%
19 志摩市	○	○	○	○	○	○	○	—	88%
20 玉城町	○	○	○	○	○	○	○	○	100%
21 度会町	○	○	○	○	○	○	○	○	100%
22 大紀町	○	○	○	○	○	○	○	—	88%
23 南伊勢町	○	○	○	○	○	○	○	○	100%
24 紀北広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	100%
25 紀南介護保険広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	100%
実施保険者数	25	19	25	21	23	21	23	16	
実施率 (実施保険者数 ÷25保険者)	100%	76%	100%	84%	92%	84%	92%	64%	

※ 表中「○」は事業実施中、「—」は事業未実施のところ です。

適正化事業は以下の8種類で、このうち、国保連システムの活用が可能なものは、⑤・⑥・⑦・⑧の4種類です。

また、⑥、⑦については、介護給付適正化システムのデータに基づき、事業所への照会・確認から過誤申立書の作成までの一連の事務処理を国保連が受託により行うことができるようになります。

⑧については、認定調査状況と利用サービス不一致について、上記と同様に、国保連が受託により行うことができるようになります。(平成23年度導入、平成24年度から実施。)

① 認定調査状況チェック

… 要介護（要支援）認定の際に行う訪問調査について、委託している場合に委託先職員が適正に行なっているか確認等を行う事業。なお、認定調査を完全に直営化していることにより、当該事業を実施する必要がない保険者については、事業を行っているものとして計上しています。

② ケアプランチェック

… ケアマネジャーが作成した個別のケアプランについて、利用者のニーズに合わないプランの修正を図るなど、保険者の視点からの確認及びその結果に基づく指導を行う事業。

③ 住宅改修実態調査

… 住宅改修を申請してきた利用者に対して、自宅の実態調査や本人の状態及び施工状況の確認等を行う事業。

④ 福祉用具購入・貸与実態調査

… 福祉用具を購入したり、貸与した利用者に対し、事業者にお問い合わせたり、利用者宅を訪問したりして、その必要性について確認する事業。

⑤ 介護給付費通知

… 介護サービス利用者に対して、利用したサービスの内容と、かかった費用の総額等の内訳を通知する事業。

⑥ 医療情報との突合

… 国保連システムから出力される医療情報と介護情報との突合帳票により、重複請求等がないか請求内容の確認を行う事業。

⑦ 縦覧点検

… 国保連システムから出力される複数月の明細書の突合により提供される縦覧点検帳票により、重複請求等がないか請求内容の確認を行う事業。

⑧ 給付実績の活用

… 国保連システムの給付実績を活用し情報提供帳票を出力し、不適正あるいは不正の可能性のある利用者や事業所はないか請求内容の確認を行う事業。ただし、⑤医療情報との突合、⑥縦覧点検を除く。

【今後の取組】

(1) 保険者の適正化事業の実施に向けた県の考え方

- 今後、高齢化の更なる進展等により、給付費の増大は避けられません。そして、給付費の増大は、住民の皆さまの保険料負担の上昇・税負担の上昇につながります。
- 住民の皆さまに負担をお願いするに際して、市町が保険者として求められるべき取組を行っていない、または不十分では、住民の皆さまの理解を得ることは難しいと考えます。
- 今後は、現在の取組状況を着実に維持しながら、より効率的・効果的に実施できるよう、各保険者の取組事例の情報交換などの機会を設けるとともに、三重県国民健康保険連合会と連携しながら、保険者の支援を行います。

<表 1 4 適正化事業の実施状況と目標>

	平成18年度	平成22年度	平成26年度
適正化事業実施保険者	22	25	25
①認定調査状況チェック	15	25	25
②ケアプランチェック	3	19	21
③住宅改修実態調査	8	25	25
④福祉用具実態調査	9	21	21
⑤介護給付費通知	9	23	24
⑥医療情報との突合	7	21	25
⑦縦覧点検	6	23	25
⑧給付実績の活用	2	16	25

(2) 保険者に対する県の支援

- 県が開催する市町介護保険担当者会議などにおいて、適正化事業に関する情報提供をし、情報交換の場を設けます。また、適正化事業を進めるうえの課題について共有し協議する場を設けます。
- 保険者が行う適正化事業のうち、ケアプランチェックの取組が不十分であることから、国の「ケアプラン点検支援マニュアル」を基に、実施方法の研修会等を開催します。
- 国保連合会と連携して、必要に応じ保険者巡回指導を行い、国保連システムの活用方法について講習を行うなど、保険者ごとのニーズに即したきめ細やかな助言を行います。
- 保険者が実施する適正化事業の一部を効率的に行うため、縦覧点検・サービス計画費不突合確認調整処理システムの導入に関して国保連合会を補助する形で保険者を支援します。また、その委託できる事業について、国保連合会とともに周知に努めます。

(3) 保険者ごとの事業実施計画

- 県と保険者で、保険者ごとに目標や取組内容を検討し、事業実施計画を別表のとおり、とりまとめました。

2. 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

➤ 営利法人を対象とした重点的な指導監査の推進を図るとともに、効率的・重点的な事業者指導を実施します。

【これまでの取組とその評価】

- 介護保険制度において、市町は保険者として位置づけられながら、介護サービス事業者の指定・監督権限が県にあるため、関与が十分ではなかったため、介護保険法改正により、保険者がより主体性を発揮できるよう見直しが行われたところです。
- 平成18年度から各市町・広域連合の長が指定し、指導・監督権限を持つ地域密着型サービスが始まりました。適正運営を確保するため、市町・広域連合は地域密着型サービス事業者に対しての監督権限を適切に行使していくことが求められています。
- 地域密着型サービス事業者について、営利法人を対象とした重点的な指導・監査の推進を図るため、県は、市町・広域連合を対象とした研修会を開催し、指定・監督のノウハウの継承を図ってきました。

【今後の取組】

- 保険者・国保連合会に寄せられた苦情・通報情報を把握・分析し、効果的に事業者指導を実施します。
- 国保連合会の審査において、返戻・減額等の請求が多い介護サービス事業者に対して重点的な指導を実施します。
- 介護給付費通知により受給者等から寄せられた架空請求や過剰請求等の情報に基づき、県と合同または市町・広域連合自ら監査を実施します。
- 受給者が不正なサービスを受けないようにするために、受給者等に対して制度内容等の周知・広報を実施します。

